

公的信用保証制度の所得移転機能に関する考察

国立国会図書館 深澤映司

我が国で中小企業向け政策金融のあるべき姿を考える際には、公的信用保証制度も視野に入れるべきである。中小企業の借入に保証が付くと、金融機関は保証が付かない場合に比べ、低い金利で貸出を行う傾向がある。したがって、同制度には、借り手に向けた事実上の所得移転としての側面があると考えられる。そのあり方を考えるに当たり、効率的な資金供給の観点もさることながら、所得分配という視点が重要になってくる所以である。

中小企業に向けた事実上の所得移転の額が地域間で異なるなか、個々の信用保証協会は、全国レベルの信用保険を通じて、そうした差異にある程度は対応できる。ただし、国による信用保険への出資や、自治体への補助金交付といった財政措置に支えられて、中小企業の利払い費の軽減が可能になっているという面も見逃せない。財政への依存傾向は、金融システム危機下で中小企業への所得移転額が膨らんだ1998年度以降、とくに顕著である。

公的信用保証の枠組みは、全体として、各地域の一時的な所得変動に伴うリスクを地域間で調整する機能を担っていると考えられる。そこで、定量的な手法に基づく計測を行ってみると、公的信用保証に基づく事実上の利子補給が、1970年代の半ば以降、一定の地域間リスクシェアリング機能を発揮してきたことや、同機能が1998年度以降の時期に著しく強まったことが確認できる。

それだけではない。公的信用保証は、短期的な景気後退の産物とは片付けられない経済の中長期的低迷に見舞われた地域を対象に、域内の中小企業に対して所得を恒常的に移転させる役割も担ってきた。実際のデータからは、中小企業が製造業（輸出型製造業、下請製造業）や小売業に関連した構造調整圧力に強くさらされてきた地域ほど、1990年代以降における恒常的所得移転の度合いが大きくなる傾向を、読み取ることができる。

一方、事実上の所得移転策としての公的信用保証には、経済的な副作用もある。利払い費の負担が軽くなる中小企業自身が、「負債による規律付け」を低下させ、経営の効率化や競争力強化に向けたインセンティブを失う恐れである。過去のデータに基づく分析からも、公的信用保証を通じた事実上の利子補給が、中小企業の生産性向上に向けた取り組みに対して、悪影響をもたらしてきた可能性があるとの結果が得られた。

これらの分析結果を踏まえると、今後の公的信用保証制度のあり方を巡っては、(i)経済の構造問題に対応した中小企業支援策としての役割まで担わせるべきか、(ii)その機能を地域間のリスクシェアリングへと特化させた場合に、制度の持続性をどのような形で保っていくのが望ましいか、(iii)中小企業向けの信用保証を公的な機関に委ねなければならないのか、などが、重要な論点として浮かび上がってこよう。